

## 日本フランス語フランス文学会中国・四国支部規約

(2011年11月26日、支部総会にて承認)

### 第1条 (名称)

本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下、学会と称する）中国・四国支部と称する。

### 第2条 (事務局)

本支部は、支部長の勤務する大学にその事務局を置く。

### 第3条 (目的)

本支部は、学会の目的に則り、中国・四国地区における会員相互の連絡を図り、その協力を促進することによって、中国・四国地区におけるフランス語およびフランス文学の研究・教育の発展並びに普及に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本支部は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウム、講演会の開催。
2. 機関誌およびその他の出版物の刊行。
3. 学会より委託された諸事業。
4. その他、本支部の目的にそぐ諸事業。

### 第5条 (会員の資格・種類)

本支部は、学会員（普通会员、学生会員）、および本支部のみに属する準会員によって構成される。

### 第6条 (権利・義務)

1. 会員は、機関誌の配付を受け、第4条に規定する本支部の諸事業に参加することができる。
2. 会員は、学会会則第11条に従い、所定の会費を納入しなければならない。ただし、準会員は年額2,000円を、学生の準会員は年額1,000円を、本支部に納入しなければならない。
3. 会費の滞納が会計年度2年を超えた会員は、会員資格を失う。

### 第7条 (役員)

本支部に、次の役員を置く。

1. 支部長1名
2. 支部代表幹事1名（ただし、支部長がこれを兼任することを妨げない）
3. 学会委員会委員（あり方検討委員会委員を含む）若干名
4. 実行委員若干名
5. 支部機関誌編集委員5名
6. 監査1名

### 第8条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のように定める。

1. 支部長は、支部の事業を統括し、支部を代表する。
2. 支部代表幹事は、支部長を補佐し、支部長と共に支部事業の企画・運営にあたる。
3. 実行委員は、支部事業の企画・運営に際し、支部長、支部代表幹事を補佐する。
4. 支部機関誌編集委員は、支部機関誌『フランス文学』を編集し発行する。
5. 監査は、会計を監査する。

### 第9条 (役員の仕事および選任)

役員の仕事および選任を次のように定める。

1. 役員は総会において選出するものとする。総会が行われない場合には、その他の方法によって選出が行われなければならない。選出の方法は細則の定めるところによる。

2. 支部長の任期は2年とし、当分のあいだA地区（岡山・四国地区）およびB地区（広島・その他の中国地区）より交互に選出する。原則として重任はできない。
3. 支部代表幹事の任期は2年とする。原則として重任はできない。
4. 学会委員会委員の任期は、学会運営規則の定めるところによる。
5. 実行委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
6. 支部機関誌編集委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
7. 監査の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
8. 役員に支障が生じた場合は、ただちに後任の役員を選出しなければならない。その場合、任期は前任者の残任期間とする。支部長の支障の場合は支部代表幹事が、支部長および支部代表幹事がともに支障の場合は実行委員が、その他の役員の場合は支部長がその任にあたる。

#### 第10条（総会）

1. 総会は、本支部最高の議決機関であり、役員を選出、事業方針、予算、決算などを審議する。
2. 総会は、年に一回、支部長が招集する。総会が開催されない場合は、支部長はこれに代わる方法を速やかに講じなければならない。
3. 総会は、会員の過半数をもって成立するものとする。
4. 役員任期および会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終る。ただし、学会会則および同運営規則に規定されているものは、その定めるところによる。

#### 第11条（改正）

本規約の改正は、総会の議決による。

#### 細 則

1. 支部長の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
2. その他の役員選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし、支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。
3. 選挙は、学会員によって行われる。

#### 付 則

本規約および細則は、2001年12月1日より施行される。ただし、会計に関する事項は、2002年4月1日より実施される。学会新会則および同運営規則に関連する事項は、学会2002年度春季大会時の総会における決定にしたがって施行される。

（2008年11月29日 一部改正）

本規約および細則は、2009年4月1日より施行される。

（2011年11月26日 一部改正）

本規約および細則は、2012年4月1日より施行される。

#### 参考：学会会則第11条

（会費納入の義務）①本会の会員は、定められた会費を納入しなければならない。

②本会会費額は次の通りとする。

1. 普通会員 年額 10,000円
2. 学生会員 年額 7,000円
3. 賛助会員 年額 30,000円